

焼津市農業委員会 12 月総会議事録

1 日時

令和3年12月15日(水)午後2時～午後3時5分

2 場所

焼津市役所本庁会議室 1A

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	15	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	○	16	石野 恵一	×
3	小長谷 鈴枝	○	10	桜井 亮平	○	17	藁科 光生	○
4	河合 英夫	○	11	石田 芳雄	○	18	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	12	楢村 輝夫	○	19	山下 早苗	○
6	横山 文哉	○	13	村松 正二	×			
7	村田 忠夫	○	14	八木 榮志	○			

4 事務局出席者

局長 川村仁 係長 今福肇 主査 丸山比呂 主事 清水健太郎

5 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の専決受理について

第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について

第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について

第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について

第5号 農地の利用目的変更届出について

第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可通知について

第7号 転用等確認について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

第2号 農地法第4条の規定による許可について

第3号 農地法の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

第4号 農地法第5条の規定による許可について

第5号 非農地証明書の交付について

第6号 非農地の判断について

第7号 農用地利用集積計画の決定について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員 19 名中、ただ今の出席委員は、<u>17 名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和 3 年 12 月総会を開会します。それでは初めに、本日の議事録署名人を指名します。1 番村松達雄委員、19 番山下早苗委員の両名をお願いします。それでは報告事項から始めます。</p> <p>報告第 1 号から報告第 7 号までを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【報告第 1 号から報告第 7 号までを朗読】</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑】</p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第 1 号から報告第 7 号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、報告第 1 号から報告第 7 号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可についての番号 10 を審議します。</p> <p>本議案に係る杉本 芳郎委員につきましては、本議案の採決が終わるまで、退室をお願いします。</p> <p>【退室】</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 1 号、番号 10 を朗読後、説明】</p> <p>請地は、航空自衛隊静浜基地周辺（西側・南側・北側）に位置している市街化調整区域内の農地（計 42 筆）です。</p> <p>本申請地は、受贈人（じゅぞうにん）が耕作管理する農地の近距離にあり、農業の経営移譲のために申請に及んだものであります。</p> <p>耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>経営面積、農機具等の保有状況については問題なく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 6 番	<p>事務局の説明の通りであります。</p> <p>農業を営む地主から、後継者の息子さんへの経営移譲のための申請です。</p> <p>申請地は、宗高、上小杉を中心とし、相川、大島まで及びます。</p> <p>経営は米専業であり、経営面積は所有地と借入地合わせて約 31ha ほどになりま</p>

	<p>す。</p> <p>経営規模、農機具保有状況ともに問題なく、すべての農地を効率的に利用していくことが認められることから、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号10を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号10は許可することに決定しました。</p> <p>それでは、杉本委員の入室を認めます。</p> <p>【入室】</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可についての番号14を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号14を朗読後、説明】</p> <p>本件は、坂本の農地543㎡について、賃貸用資材置場敷地(運搬用パレット置場)に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、現在、当該土地について草刈等の管理のみを行っており、耕作はしていません。今般、近隣で工場を営んでいる事業所の資材となる運搬用のパレットを保管する用地が不足しており、申請地を賃借して用地を確保したいとの要望がありましたので、この度、当該地を賃貸用資材置場として転用したく本申請に及んだものであります。</p> <p>申請地は、焼津市立東益津中学校より北西へ約600mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は宅地、西側は田、南側は宅地及び道路、北側は水路及び宅地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 12番	<p>事務局の説明の通りです。</p> <p>地区の農業委員と推進委員全員で現地確認を行いました。</p> <p>現地は草刈りで管理のみされている状態であり、資材置場として利用しても、周辺農地への影響は軽微であることから、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号</p>

	<p>14 を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第 2 号、番号 14 を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 2 号、番号 15 について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 2 号、番号 15 を朗読後、説明】</p> <p>本件は、下江留の農地 138 m²について、自己住宅敷地拡張に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、現在の住宅敷地内(下江留 777-2)にある車庫等を有効利用するため、申請地を車庫や自宅への進入路の確保及び、庭木等の作業車両置き場、その他の資材置場として利用したく本申請に及んだものであります。</p> <p>申請地は、大井川グランバーより南東へ約 500m に位置している第 1 種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側及び南側は宅地、西側は道路、北側は水路であります。</p> <p>なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第 1 種農地の不許可の例外規定であります「既存施設の拡張」に該当する案件であり、転用面積は既存施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものであり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 7 番	<p>事務局の説明の通りです。</p> <p>現地調査の結果ですが、申請地には砂利が敷き詰めてありました。元々進入路を確保せず住宅を建ててしまったので、申請地の農地を進入路として利用していたそうです。</p> <p>農地へ現状復旧されたことを確認しまして、始末書の提出もありますので、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 2 号、番号 15 を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第 2 号、番号 15 は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 3 号、農地法の規定による許可後の事業計画変更承認申請について、及び議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可については、関連する議案もありますので、一括して審議します。</p> <p>それでは、議案第 3 号、番号 8 及び 議案第 4 号、番号 42 について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 3 号、番号 8 及び 議案第 4 号、番号 42 を朗読後、説明】</p>

	<p>本件は、上小杉の農地 161 m²について、当初計画者が昭和 40 年 11 月 25 日付けで農地法第 5 条の許可をとり、豚舎及び運動場等用地として計画していましたが、畜産業の事業成績の停滞に伴い、資金繰りが悪化し、計画を中止せざるを得ない状況となりました。また、隣接する土地(旧地番:上小杉 1667 番 2)は、土地改良換地処分により上小杉 153 番となり、その後、昭和 51 年 4 月 30 日(線引き前)に転用され、昭和 61 年に現在の作業所を建築しました。</p> <p>当初計画者が昭和 41 年 8 月に亡くなり、これまでの間、当該地については 50 数年にわたりこのままの状況となっておりましたが、この度、譲受人との間で売買の話をいただき、本申請に及んだものです。</p> <p>承継者においては、個人で配管工を営んでおり、中型車両 2 台分の駐車場として利用したく本申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、航空自衛隊静浜基地西端から北西へ約 400m に位置している、第 1 種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側・西側及び南側は田(現況:畑)北側は宅地であります。</p> <p>本件について審査したところ、変更はやむを得ないと判断し、この計画変更は承認できるものと考えます。</p> <p>また、本案件は第 1 種農地の不許可の例外規定であります「既存施設の拡張」に該当する案件であり、転用面積は既存施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものであり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 15 番	<p>承継者は、鉄^πイ^πを加工する事業所であります。</p> <p>鉄^πイ^πは長いものですので、現在の敷地では狭く、申請地を一体として利用したいという案件です。</p> <p>12 月 4 日の現地調査及び地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 3 号、番号 8 を承認し、議案第 4 号、番号 42 を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第 3 号、番号 8 を承認し、議案第 4 号、番号 42 は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 3 号、番号 9 及び 議案第 4 号、番号 45 を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 3 号、番号 9 及び 議案第 4 号、番号 45 を朗読後、説明】</p> <p>本件は、下江留の農地 149 m²について、当初計画者が昭和 48 年 7 月 25 日付けで農地法第 4 条の許可をとり、倉庫敷地として計画していましたが、土地造成工事を完了して建物等も建築しましたが、転用確認を受けず、地目変更登記もされない</p>

	<p>ちに建築物を取壊して現在は更地となっております。その後、相続した申請者は事業を営んでいないため、当該地を何らかの方法で処分したいと考えていたところ、この度、譲受人との間で売買契約の話をいただき、本申請に及んだものです。</p> <p>承継者は、古紙のリサイクル事業を営んでいる法人です。近年、古紙等の需要があり、自治体による紙類その他の資源ごみの収集回数が限られていることから、都合のつく時に自ら搬入できる無料の回収場所を求める地域住民からの要望を考慮して、今般、当該申請地をリサイクルステーションの敷地拡張として利用したく本申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、大井川グラウンドから南西へ約400mに位置している、第1種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側及び西側は宅地、南側は農地(現況:畑)、北側は水路及び道路であります。</p> <p>本件について審査したところ、変更はやむを得ないと判断し、この計画変更は承認できるものと考えます。</p> <p>また、本案件は第1種農地の不許可の例外規定であります「既存施設の拡張」に該当する案件であり、転用面積は既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものであり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 岩ヶ谷	<p>今説明があった通りです。</p> <p>農地法第の許可をとったのち、土地造成工事を完了して建物等も建築しましたが、転用確認を受けず、地目変更登記もされないうちに取り壊してしまい、現在は更地になっています。</p> <p>現調査の結果、リサイクルステーションとして利用することによる周辺農地への影響は軽微であることから、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号9を承認し、議案第4号、番号45を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号9を承認し、議案第4号、番号45は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号、番号40について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号40を朗読後、説明】</p> <p>本件は、中里の農地520㎡について、車両置場敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、中古車の輸出販売業を営んでおり、仕入れから販売までの間、車両は</p>

	<p>事業所敷地内及び近隣の借地に保管していますが、現在事業の拡大と共に置場が不足し運営に不便をきたしております。近隣を探したところ、当該地の所有者から売却の承諾をえたので、申請地を車両置場として確保したく今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、サポポベル株式会社静岡工場より西へ約 200m に位置している第 3 種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側及び北側は道路、西側は雑種地(他社の駐車場)南側は宅地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 12 番	<p>事務局の説明の通りです。</p> <p>現地は用水が届かず、雨が降った際は排水も困難な場所であるため、農業上の利用は難しい状況です。</p> <p>資金計画もしっかりしていて、周辺農地への影響も軽微であることから、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 4 号、番号 40 を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第 4 号、番号 40 は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 4 号、番号 41 について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 4 号、番号 41 を朗読後、説明】</p> <p>本件は、下小田の農地 436 m²について、駐車場敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、焼津市内で配管工事業を営んでおります。申請地に隣接する土地を所有しており、現状では資材置場兼駐車場として使用しておりますが、事業用及び従業員の通勤車両の増加に伴い、駐車場の確保が必要となることから、申請地に現事業所敷地内に駐車している工事車両 1 台、ダンプ 3 台、普通車 6 台の計 10 台を移動して利用したく今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、焼津市立総合病院より南東へ約 700m に位置している、第 3 種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は事業所用地、西側及び南側は畑、北側は水路及び道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみたせば許</p>

	<p>可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 10 番	<p>事務局の説明の通りであります。</p> <p>12月6日に和田地区の委員全員で現地調査を行いました。周りに畑がありますが、影響は軽微であると判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします議案第4号、番号41を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号41は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号、番号43について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号43を朗読後、説明】</p> <p>本件は、上小杉の農地632㎡について、既存敷地の拡張(駐車場及び建設用資材置場敷地)に転用したいという申請であります。</p> <p>申請者は焼津市内を中心に土木、管工事業を営む法人です。この度、焼津市立総合病院建替え事業に伴い、現事業所の資材置場が収用地に該当することになり、移転先の近隣で代替地を探しておりましたところ、申請地について譲渡人(ゆずりわたしにん)から快く譲り受けることになり、申請者の既存(きそん)施設の拡張により駐車場及び建設用資材置場として利用したく本申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、まんさいかん静浜より北西へ約400mに位置している、第1種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は田、西側は雑種地、南側は宅地、北側は県道であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「既存施設の拡張」に該当する案件であり、転用面積は既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものであり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 15 番	<p>ただいまの事務局の説明の通りであります。</p> <p>申請人は土木、管工事業を営んでおりますが、現在の事業所が収用され、移転先の事業所の駐車場が狭いことから、申請地を駐車場及び資材置場として敷地拡張したいという案件であります。</p> <p>調査の結果、周辺農地への影響もないため、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p>

	<p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号43を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号43は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号、番号44について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号44を朗読後、説明】</p> <p>本件は、上小杉の農地67㎡について、駐車場敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、現在、申請地の向かい側にて自動車修理業で使用する車載車両の駐車場として使用しておりますが、この度、前面道路が拡幅されるのに伴い、使用不可能となってしまうため、当該申請地を譲り受けて車載車両の駐車場として使用したく申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、まんさいかん静浜より北へ約500mに位置している、第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は水路、西側は雑種地、南側は水路及び道路、北側は宅地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 15番	<p>事務局の説明の通りであります。</p> <p>申請者は中古車販売業を行っている事業所ですが、収用により駐車場が使用不可能となってしまうため、代替地として申請地を駐車場に転用したいという案件です。</p> <p>12月4日の現地確認及び地区審査の結果、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号44を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号44は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第5号、非農地証明書の交付について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第5号を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、航空自衛隊静浜基地東端から東へ400mに位置している調整区域内の農地であります。</p>

	<p>現地を確認したところ、現況は農地ではなく、納屋・作業場敷地として一体利用されていることが確認できました。</p> <p>また、(昭和 51 年の線引き前)航空写真により当時の利用状況を確認したところ、申請地は納屋・作業場敷地として一体的に利用されていたことが確認できました。</p> <p>今回の案件につきましては、納屋・作業場敷地として線引き前より利用され、現在は納屋・作業場敷地として 10 年以上が経過しており、農地への復元が容易でないと判断できることから、証明書の交付は止むを得ないものと事務局は考えます。</p> <p>なお、農地として利用されていないため、経過及び始末書の提出があります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 田中	<p>12 月 4 日に地区の委員で現地調査を行いました。</p> <p>申請地につきましては、昭和 10 年ごろに、宅地であるという認識から、一部建物がかかって建築をしてしまいました。</p> <p>現在の状況や、周辺農地への影響も軽微であることから、許可相当もやむを得ないと判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 5 号、非農地証明書の交付について証明書を交付することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第 5 号、非農地証明書を交付することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 6 号、非農地の判断について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 6 号を朗読後、説明】</p> <p>本件につきましては、令和 3 年 11 月 8 日付けで焼津市長から当農業委員会へ、議案に掲げる土地について「農地」に該当するか否かの判断を求められたものがあります。</p> <p>番号 1 の土地は、山林化しており、農地への復元が困難と認められるため、非農地と判断することは問題ないと思われま。</p> <p>なお、この案件について 12 月 8 日に地区代表者全員が、現地を確認したところ、非農地と判断することに異議はないということでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 6 号、非農地の判断について非農地と判断することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第 6 号、非農地の判断について非農地と判断することに決</p>

	<p>定しました。</p> <p>次に議案第7号、農用地利用集積計画の決定について議題とします。本議案に係る村松達雄委員、有谷歳幸委員、杢村輝夫委員、八木榮志委員につきましては本議案の採決が終わるまで退席を求めます。</p> <p>【退席】</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p><議案の朗読・説明></p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第7号、農用地利用集積計画を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり決定しました。それでは村松委員、有谷委員、杢村委員、八木委員の入室をお願いします。</p> <p>【着席】</p> <p>以上で、本日の議事並びに報告事項はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、令和3年12月総会を閉会します。</p>